

○恵庭市障がい者等補装具費の支給に係る事業者の登録に関する要綱

平成28年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第76条の規定に基づく補装具費の支給に係る補装具の販売及び修理(以下「販売等」という。)を行う者の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、障害者総合支援法及び恵庭市障がい者等補装具費の支給に関する規則(平成28年規則第37号。以下「支給規則」という。)において使用する用語の例による。

(補装具事業者の登録)

第3条 市長は、補装具の販売等を行う事業者(以下「補装具事業者」という。)からの申請により、補装具の販売等の提供を行う事業所(以下「補装具事業所」という。)ごとに登録するものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合において、当該申請をした者が恵庭市障がい者等補装具の事業者の人員、設備及び運営に関する基準(平成28年4月1日実施。以下「事業者等基準」という。)を満たしていないときは、登録しないものとする。

(登録事業者の責務)

第4条 補装具事業者は、前条第1項の規定による登録を受けて、身体障がい者、難病等患者及び障がい児(以下「障がい者等」という。)の心身の状況等に応じ、適切な補装具の販売等を提供するとともに、自らその提供する補装具の質の評価その他の措置を講ずることにより、常に補装具の販売等の提供を受けるものの立場に立ってこれを提供するよう努めなければならない。

2 補装具事業者は、当該登録に係る事業所ごとに、事業者等基準に定める基準に従い、当該補装具の販売等の提供に従事する従業者を置かなければならない。

3 補装具事業者は、運営規程に従い、補装具の販売等を提供しなければならない。

(登録の申請)

第5条 補装具事業者の登録を受けようとする者は、補装具事業者登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 定款、寄附行為及び登記事項証明書

- (2) 事業所の平面図
- (3) 補装具事業所調査書(様式第2号)
- (4) 従業者の履歴書(様式第3号)
- (5) 取扱種目(見積書、カタログ等)
- (6) 運営規程
- (7) 補装具事業者誓約書(様式第4号)
- (8) その他登録に関し市長が必要と認める事項

2 前項各号に掲げる書類は、種目の追加その他市長が認めたときは、添付を省略することができる。

(登録の通知)

第6条 市長は、第3条第1項の規定により登録を受けた補装具事業者(以下「登録事業者」という。)に補装具事業者登録決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(変更の届出)

第7条 登録事業者は、登録に際し、市長に提出した申請書等の記載事項に変更があったときは、速やかに、補装具事業者登録事項変更届(様式第6号)に当該変更の内容を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 登録事業者は、補装具の販売等の提供の事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、遅滞なく、補装具事業者廃止(休止・再開)届出書(様式第7号)により市長に届け出なければならない。

(登録の更新)

第8条 第3条第1項の規定による登録の有効期間は6年とし、更新を受けなければ、その期間の経過によって、それらの効力を失う。

2 前項の登録の更新があった場合において、同項の有効期間(以下この条において「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまで、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、登録の更新がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。

4 第5条及び第6条の規定は、第1項の登録の更新について準用する。この場合において、第5条第1項各号列記以外の部分中「登録を受けようとする者」とあるのは、「登録事業者」と読み替えるものとする。

(補装具の販売等)

第9条 登録事業者は、支給規則第4条第2項に規定する補装具費支給券(以下「支給券」という。)の交付を受けた障がい者又は障がい児の保護者(以下「支給対象障がい者等」という。)と補装具の販売等の提供に係る契約を締結したときは、当該補装具の販売等の提供に係る医師の意見書等に基づき、補装具の販売等の提供を行うものとする。

2 登録事業者は、補装具の支給対象障がい者等への引渡しは、市長が別に定める場合を除き、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第9条第7項に規定する身体障害者更生相談所(以下「更生相談所」という。)の適合判定及び検査を経た後でなければ、引き渡してはならない。

3 前項の適合判定の結果、その補装具が障がい者等に適合しないと認められた場合は、市長は、不備な箇所を指摘して登録事業者の負担においてこれを改善させることができる。
(補装具費の代理受領)

第10条 登録事業者は、補装具費の受領について、あらかじめ市長に対し補装具給付費の代理受領に係る申出書(様式第8号)を提出し、恵庭市障がい者等補装具事業者との代理受領に関する契約書により市長と契約を締結している場合においては、支給対象障がい者等からの委任に基づき、補装具費として当該支給対象障がい者等に支給すべき額の限度において、当該支給対象障がい者等に代わり、支払を受けることができる。

2 前項の規定による支払があったときは、支給対象障がい者等に対し補装具費の支給があったものとみなす。

3 登録事業者は、第1項の規定による支払を受けた場合には、支給対象障がい者等に対し、当該支給対象障がい者等に係る補装具費の額を通知しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による申出書の提出及び契約を交わしている登録事業者から補装具費の請求があったときは、支給規則第12条第3項の規定に基づき審査したうえで支払うものとする。

5 登録事業者は、支給対象障がい者等に販売等を提供した補装具について、第1項の規定により補装具の利用者である支給対象障がい者等に代わって補装具費の支払を受ける場合は、補装具の販売等の提供の際に、当該支給対象障がい者等から利用者負担額として、補装具費用基準額から当該支給対象障がい者等へ支払われる補装具費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

6 登録事業者は、補装具の販売等の提供に要した費用につき、その支払を受ける際には、当該支払をした支給対象障がい者等に対し、領収証を交付しなければならない。

(補装具引渡し後の改善)

第11条 市長は、補装具の引渡し後、登録事業者の責めに帰すべき不備と認められるときは、その適合しない箇所を指摘して、登録事業者の負担においてこれを改善させることができる。

2 補装具の引渡し後、災害等による毀損、障がい者等の過失による破損、生理的又は病理的变化等により生じた不都合、目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除き、引渡し後9月以内に生じた破損又は不適合(ただし、修理基準に定める調整、小部品の交換又は修理のうち軽微なものにあつては、修理後3月以内に生じた不適合(災害等により免責となる事由を除く。))は登録事業者の負担においてこれを改善させることができる。

(報告等)

第12条 市長は、補装具費の支給に関して必要があると認めるときは、障害者総合支援法第10条に定めるもののほか、登録事業者若しくはその従業者(以下「登録事業者等」という。)又は登録事業者等であつた者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、これらの者に出頭を求め、又は職員に関係者に対し質問させ、若しくは事業所その他当該補装具の販売等に関し関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は補装具費検査員証(様式第9号)を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録の取消し)

第13条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第3条第1項に規定する登録を取り消すものとする。

(1) 登録事業者が第3条第2項に規定する基準を満たすことができなくなったとき。

(2) 補装具費の請求に関し、不正があつたとき。

(3) 登録事業者が前条第1項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

(4) 登録事業者が前条第1項の規定に出頭を求めてもこれに応じず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、登録事業者の従業者が相当の注意及び監督をした場合において、その行為を防止するため、当該登録事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

(5) 登録事業者が不正の手段により第3条第1項に規定する登録を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により第3条第1項の登録を取り消したときは、当該登録事業者に対し、補装具事業者登録取消通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(公告)

第14条 市長は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

(1) 第3条第1項の規定により登録を行ったとき。

(2) 第7条第1項又は第2項の規定による届出がなされたとき。

(3) 前条の規定により登録を取り消したとき。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

(適用区分)

2 この要綱の実施の際現に恵庭市障がい者等補装具事業者(以下「事業者」という。)と市長との間で締結した補装具の交付及び修理を委託する契約(以下「現契約」という。)は、この要綱実施後もなおその効力を有する。ただし、現契約の満了日は、双方特段の意思表示がない限り平成29年3月31日までとする。

3 この要綱の実施前に現契約を交わしている事業者は、平成29年3月31日までの間に限り、第3条第2項に規定する基準を満たしているものとみなす。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

補装具事業者登録申請書

恵庭市長 様

申請者名
所在地
事業者名称
代表者氏名
電話番号

印

補装具事業者の登録を受けたいので、恵庭市障がい者等補装具費の支給に係る事業者の登録に関する要綱第5条第1項の規定により、次のとおり関係資料を添えて申請します。

ふりがな				
事業所名称				
事業所の所在地	(ー)			
ふりがな		職名		
代表者の氏名				
代表者の住所	(ー)			
連絡先	電話番号	FAX番号		
取扱補装具の種目 (取扱をする種目に ^レ し _ク してください)	<input type="checkbox"/> 骨格構造義肢 <input type="checkbox"/> 殻構造義肢 <input type="checkbox"/> 装具 <input type="checkbox"/> 座位保持装置 <input type="checkbox"/> 盲人安全つえ <input type="checkbox"/> 義眼	<input type="checkbox"/> 眼鏡 <input type="checkbox"/> 補聴器 <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> 電動車いす <input type="checkbox"/> 歩行器 <input type="checkbox"/> 児童用保持	<input type="checkbox"/> 歩行補助つえ <input type="checkbox"/> 重度障害者用意思伝達装置	
事業開始予定年月日	年 月 日			
設立年月日	年 月 日			
事業所数	か所（うち恵庭市内の事業所数 か所）			
職 員 数	管理者又は責任者	名	相談員	名
	義肢装具士	名	事務員	名
	技術者	名	その他の職員	名
	福祉専門員	名		
合計	名			

補装具事業所調査書

ふりがな		
事業者の名称		
従業者の状況	管理者又は責任者	管理者又は責任者氏名
	技術者	うち、 義肢装具士
	※義肢及び装具を扱う場合で、法人内に設置している場合	法人内の 義肢装具士
	※記載した人数分の義肢装具士免許証の写しを添付してください。	
事務員	名	
その他	名	()
計	名	
薬事法の届出	有	年 月 日 販売業 届出済証交付 年 月 日 販売業 許可証交付 年 月 日 修理業 許可証交付
取引関係医療機関		
補装具の委託契約（又は登録）済の市町村名		
年間平均取扱件数	生産件数	件 うち、補装具種目 件
	販売件数	件 うち、補装具種目 件
	修理件数	件 うち、補装具種目 件

備考 1 薬事法に係る高度管理医療機器等の許可証又は管理医療機器等の販売業の届出済証等を添付してください。

様式第3号（第5条関係）

従業者の履歴書

ふりがな				
氏名				
住所	(ー)			
生年月日	年 月 日	勤務形態	常勤・非常勤	
所属		役職		
最終学歴				
補装具の販売等の担当の別		(該当項目に○を付すこと)		
		管理者又は責任者 ・ 義肢装具士 ・ 技術者 ・ 福祉専門員 ・ その他		
資格要件	職歴	名称	業務内容	従事期間
	資格（主に福祉関係）	名称	取得機関（認証者）	取得年月日
特記事項				

備考 1 この調査は、管理者又は責任者、義肢装具士、技術者、相談員等について1人につき1枚作成のこと。
 2 資格を有している場合には、その資格を証する書類（免許証、修了証明書等）も添付すること。

補装具事業者誓約書

年 月 日

恵庭市長 様

所在地

事業者名称

代表者氏名

印

恵庭市障がい者等補装具費の支給に係る事業者の登録に関する要綱第5条第1項に基づく事業者の登録について、下記の各事項を遵守することを誓約します。

記

（基本的事項）

- 1 補装具費の支給対象となる補装具（以下「補装具」という。）の提供に関しては、関係法令、通達及び恵庭市の要綱等を遵守すること。
- 2 補装具の販売及び修理（以下「販売等」という。）に当たっては、恵庭市、北海道心身障害者総合相談所、医療機関その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
- 3 障がい者、難病者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の意思及び人権を尊重し、常に障がい者等の立場に立ったサービス提供に努めること。
（見積書の発行）
- 4 補装具の販売等について、補装具費の支給が必要と市長が認めた障がい者及び障がい児の保護者（以下「支給対象障がい者等」という。）から依頼された場合は、その販売等に係る費用を見積もり、「見積書」を作成し、支給対象障がい者等に発行すること。
（見積書の内容変更）
- 5 当該補装具に関する見積書の記載内容に変更が生じた場合には、すみやかにその変更の内容を当該支給対象障がい者等に連絡すること。また、変更前の見積書の内容に基づいて承認された補装具費支給決定通知書については、無効になることを当該支給対象障がい者等に対し説明し、変更後の内容に基づく意見書を発行するとともに、改めて恵庭市に対し変更後の見積書の提出を行うよう説明すること。
（契約書等の交付）
- 6 支給対象障がい者等により補装具の製作等を請負うときは、原則として契約書等契約内容の分かる書面（以下「契約書等」という。）を交付し、契約内容について懇切丁寧に説明すること。なお、契約書等には補装具の代金、納品予定日、製作開始後にキャンセルした場合の取扱い、納品後のアフターケアについて明記すること、若しくは書面により難しい場合には、口頭で説明を行ったうえで、支給対象障がい者等より確認の署名又は捺印を受けること。
（領収書の発行）
- 7 支給対象障がい者等より補装具の販売等に係る費用の支払いを受けたときは、領収書を発行すること。
（利用者負担額の受領）
- 8 恵庭市障がい者等補装具費の支給に関する規則第7条に定める代理受領により補装具費の請求をする場合は、補装具費支給券に記載されている自己負担額の支払いを支給対象障がい者等より受けるものとし、これを減免し又は超過して費用を徴収しないこと。また、補装具の納品及び自己負担額の受領後、支給対象障がい者へ領収書を発行すること。
（補装具引渡し後の改善）
- 9 補装具の引渡し後、9月以内に通常の使用状態（災害等による毀損、障がい者等の過失による破損、生理的又は病情的変化等により生じた不都合、目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除く。）の基で生じた破損又は不適合があった場合には、原則として事業者の責任において改善すること。
（関係帳簿の保存）
- 10 補装具の販売等に関する記録及び金銭収受に係る帳簿を整理し、納品の日から5年間保存すること。
（指導・調査等）
- 11 市長が必要があると認めた補装具費の支給に関して指導又は調査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は警告を行った場合には、直ちにこれに応じること。
- 12 関係法令、通達、本市の要綱又はこの遵守事項に違反し、その是正等について市長から指導を受けたと

きは直ちにこれに従うこと。

(登録の取消等)

- 13 この遵守事項に違反した場合、又は不正な手段により事業者登録を届け出た場合、市長が直ちに当該登録を取り消しすること、また、以後市長が認める取消期間中は登録を受けることができないことについて、異議を唱えないこと。
(苦情解決)
- 14 支給対象障がい者等からの苦情又は相談があった場合、支給対象障がい者等の状況を詳細に把握し、必要に応じて、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行うこと。また、苦情に対しては、支給対象障がい等の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行い、円滑かつ迅速な苦情処理を行うこと。その他、当該事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を支給対象障がい者等の立場に立って検討し、対処すること。
(事故発生時の対応)
- 15 補装具の販売等に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により、支給対象障がい者の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任において、障がい者等に対してその損害を賠償すること。
(個人情報の保護)
- 16 事業所の職員は、業務上知り得た障がい者等又はその家族の秘密を保持すること。また、職員であった者に、業務上知り得た障がい者等又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とすること。
(その他)
- 17 届出書に記載した事項に変更があったときはすみやかにその旨及びその年月日を市長に届け出ること。

様式第5号（第6条関係）

（記号）第 号
年 月 日

様

恵庭市長 印

補装具事業者登録決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補装具事業者の登録について、恵庭市障がい者等補装具費の支給に係る事業者の登録に関する要綱第6条第1項の規定により決定しましたので通知します。

記

登録した事業所	事業所の名称	
	事業所の所在地	
	代表者氏名及び住所	(—)
取扱補装具の種目		
事業開始予定年月日		
登録年月日		
補装具事業所番号	

様式第6号（第7条関係）

補装具事業者登録事項変更届

年 月 日

恵庭市長 様

事業者名称
所在地
代表者氏名
電話番号

印

次のとおり登録を受けた内容を変更しましたので、恵庭市障がい者等補装具費の支給に係る事業者の登録に関する要綱第7条第1項の規定により届け出ます。

補装具事業所番号		
登録内容を変更した事業所	名称	
	所在地	
	代表者氏名及び住所	
変更があった事項		変更の内容
1	事業所の名称	(変更前)
2	事業所の所在地	
3	代表者の氏名及び住所	
4	定款又は寄附行為及び登記簿等	
5	管理者・責任者・義肢装具士・技術者	(変更後)
6	取扱補装具種目	
7	運営規程（サービス取扱いを定めたもの）	
8	薬事法上の届出・許可の追加	
9	その他の事項	
変更年月日		年 月 日

備考 1 該当項目に○を付してください。

2 変更内容が分かる書類を添付してください。

3 変更の日から速やかに届け出てください。

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

補装具事業者廃止（休止・再開）届出書

恵庭市長 様

事業者名称
所在地
代表者氏名
電話番号

印

次のとおり事業を廃止（休止・再開）しましたので、恵庭市障がい者等補装具費の支給に係る事業者の登録に関する要綱第7条第2項の規定に基づき届け出ます。

補装具事業所番号		
廃止（休止・再開）する事業所	名称	
	所在地	
	代表者氏名及び住所	
廃止・休止・再開の別	廃止・休止・再開	
廃止・休止・再開した年月日	年 月 日	
廃止・休止・再開した理由		
登録の廃止（休止・再開）の理由		
廃止予定期間	年 月 日～ 年 月 日まで	

様式第9号(第12条関係)

(表面)

第 号	
補装具費検査員証	
所属	
職名	
氏名	
(生年月日)	
<p>上記の者は、恵庭市障がい者等補装具費の支給に係る事業者の登録に関する要綱第12条第2項の規定により質問又は検査を行う権限を有するものであることを認める。</p>	
年 月 日	
恵庭市長 印	

縦9センチメートル

横6センチメートル

(裏面)

<p>恵庭市障がい者等補装具費の支給に係る事業者の登録に関する要綱(抄)</p> <p>(報告等)</p> <p>第12条 市長は、補装具費の支給に関して必要があると認めるときは、障害者総合支援法第10条に定めるもののほか、登録事業者若しくはその従業者(以下「登録事業者等」という。)又は登録事業者であった者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、これらの者に出頭を求め、又は当該職員に関係者に対し質問させ、若しくは事業所その他当該補装具の販売等の提供に関し関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は補装具費検査員証(様式第9号)を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>

様式第10号(第13条関係)

(記号) 第 号
年 月 日

様

恵庭市長 印

補装具事業者登録取消通知書

次のとおり登録を取り消しましたので、恵庭市障がい者等補装具費の支給に係る事業者の登録に関する要綱第13条第2項の規定に基づき決定しましたので通知します。

記

補装具事業所番号		
登録を取り消す事業所	名称	
	所在地	
	代表者氏名及び住所	
登録を取り消す補装具の種目		
登録取消年月日		年 月 日
登録取消しの理由		

〈教示〉

- 1 この処分に不服があるときは、市長に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、市を被告として(訴訟において市を代表するものは恵庭市長となります。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができなくなります。
- 3 不服がある場合は、上記1又は2のいずれも行うことができます。ただし、1の審査請求をした場合は、2の処分の取消しの訴えは、1の審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。ただし、1の審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、1の審査請求の裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができなくなります。

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第5条関係)

様式第5号(第6条関係)

様式第6号(第7条関係)

様式第7号(第7条関係)

様式第8号(第10条関係)

様式第9号(第12条関係)

様式第10号(第13条関係)